

令和3（2021）年度

年次報告書  
（医療保健学部）

姫路獨協大学



# 目 次

1. 使命・目的等	1
2. 学生	5
3. 教育課程	13
4. 教員・職員	22
5. 内部質保証	26
6. 地域連携・社会貢献	31
7. エビデンス集（資料編）一覧	37

## 1. 使命・目的等

### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

#### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は学則の第 1 条でその使命・目的を「大学は学問を通じての人間形成の場である」を掲げ、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら自己点検を行い、その結果を公表するとしており、医療保健学部もこれと同様の観点で、この学則の達成を目指して対応に努めている。

医療保健学部においては、ひとつは生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備えること、もうひとつは、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、対象者本位の医療・支援を選択し、実践しうる指導的人材を輩出することを目的とし、理学、作業、言語聴覚の各療法学科と臨床工学科では、チーム医療の要となる人材の育成を中心に、豊富な知識と豊かな人間性を備えた‘真のスペシャリスト’を育てることを使命としている。また、こども保健学科の場合では、様々なケアを必要とする子どもや保護者とも向き合い、社会に貢献していく保育・幼児教育の専門家を養成することを使命としている。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学部の使命・目的及び教育目的等については、学部および学科ごとに「履修の手引き」「大学案内」「入学試験要項」に簡潔な文章で明示するとともに、本学ホームページ上に掲載している。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

5 学科を有する本学部の個性・特色は、建学の精神「大学は学問を通じての人間形成の場である」に表現されている。学部の特徴として、医療・福祉・保育に関わるスペシャリストとして必須の資格・免許状の取得をサポートする旨をホームページや大学案内に、個性・特色を反映して明記している。

なお、学科ごとの特色は、次のとおり明示されている。

#### 【理学療法学科】

人間の基本的な動作能力に支障がある方に、主に医師の指導に基づいて、身体機能の回復を図るのが理学療法士です。最新の設備と充実した講師陣で理学療法士を養成します。

#### 【作業療法学科】

身体や精神、認知に障がいがある方に対して、あらゆる作業を通じて身体機能の回復を目指し、患者様の社会復帰の手助けを行うのが、作業療法士です。作業療法学科では、4年間のなかで、そうしたリハビリテーション技術を磨く数多くの実習を実施。実践的な臨床力を備えた作業療法士を育成します。

#### 【言語聴覚療法学科】

失語症や構音障がい、摂食嚥下障がい、ことばの遅れ、聴覚障がいのリハビリテーションを行うのが言語聴覚療法士です。現代の社会情勢を背景に、こうした障がいが年々増加し、言語聴覚士に対する必要度が高まっています。

#### 【臨床工学科】

臨床工学技士とは、人工心肺装置や人工透析装置をはじめとする、生命に直結する機器の操作や管理、メンテナンスを行うなど、チーム医療の中核で活躍。患者様の心身の状態を把握し、

コミュニケーションを通じたケアまでを行う高度な能力を備えた人材を育成します。

#### 1-1-④ 変化への対応

将来構想について、医療保健学部でも教授会において意見交換を通して将来進むべき方向に関する認識を共有し、それを踏まえて将来構想を審議、決定し、その達成のための教職員の行動を促していく必要がある事を認識している。

2018年度に獨協学園全体で策定された「第11次基本計画」が策定され、各教員に伝達されている。今回の中期目標の達成については自己点検評価委員会としても進捗をチェックし、学部長と教授会に報告し、必要に応じて修正等を加えることとしている。

また、多様な保健、医療、福祉の問題を統合的、組織的に把握し、問題解決を図る能力、他職種との連携、チーム医療の一翼を担う高度な専門性をもった優秀な人材の育成が喫緊の課題であると考え、2022年5月からは、姫路駅東に獨協学園獨協医科大学および兵庫県立循環器病センター、姫路市と共同で開院される県立はりま姫路総合医療センター（仮称）に医療保健学部としても、本事業に参加する準備を進めている。

#### 医療系高等教育・研究機構と新県立病院との連携・協働内容

隣接する敷地内で、研究・教育面での人的交流が活発に行われることで、医療系高等教育・研究機構、新県立病院双方で、さまざまな効果を生み出すと期待されている。

研究機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研究機構と新県立病院の医師が連携して研究を実施し、情報と知見の共有を図り、将来的な効果に繋げていく</li> <li>■ 臨床データの収集や臨床治験の実施にあたり、新県立病院との連携により、円滑な事業運営を図りながら、相互協力による研究を推進する</li> <li>■ 新県立病院の施設・設備の使用をはじめ、新県立病院の医療従事者と連携して臨床治験を実施する</li> </ul>
高等教育機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高等教育機関は、新県立病院と連携して教育を実施し、医療従事者の資質の向上を図る (社会人向け大学院教育の実施、リカレント研修の実施等)</li> <li>■ 新県立病院の高度な医療現場をフィールドとして多様な実習教育の実施により、専門知識を有する優秀な人材の育成を図る</li> <li>■ 医療現場の実態に即した教育・研修プログラムの策定や体制の構築を図る</li> </ul>

#### 整備スケジュール

2017年度	地域医療連携推進法人の設立・運営構想がスタート 学校法人獨協学園、兵庫県、姫路市の三者で整備に関する協定締結
2017・2018年度	基本設計・実施設計の履行
2019・2021年度	建設工事の実施
2022年度	県立はりま姫路総合医療センター（仮称）開院 学校法人獨協学園医療系高等教育・研究機構開設

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

今後、本学部が地域社会との連携を強化し、持続的な発展に寄与していくためには、地域社会における諸問題や人材需要に応えるためにも、「チーム医療の要となる人材の育成」を目的として、教育研究体制のさらなる発展的な整備・充実に取り組むため、PDCAサイクルを通して、教育面、研究面、また施設・設備を強化充実させていく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

毎年、新年の年頭に全教職員を対象として、使命・目的及び教育目的を学長が説明し、その一層の浸透を図っていると同時に、学部長および医療保健学部の評議委員が方向性を確認し、教授会を通して教職員に伝達されている。

#### 1-2-② 学内外への周知

学外に対しては、冊子『大学案内』、HP による教育情報の公表（新聞記事など）、学校説明会、オープンキャンパス、獨協講座、高校への出張講義、高大連携活動、実習校・実習施設との連絡調整会議等、さまざまな機会を捉えて周知を図っている。

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学部では、大学の将来構想並びに中期計画を受け、その進捗検証の PDCA サイクルを確立するため、各学科の報告をもとに自己評価報告書を作成している。2019 年、2020 年は報告書作成が無かったが、2021 年度より毎年報告書を作成する事が全学自己評価委員会で可決したことから、学部内での自己評価委員会を立ち上げ、中長期的な計画に向けての具体的な方策等を検討していくこととしている。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

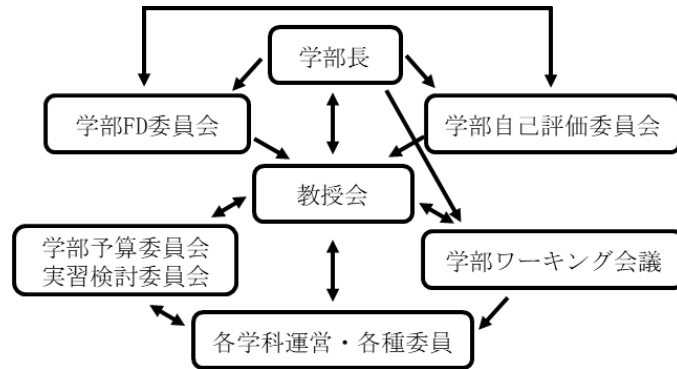
本学部は、「チーム医療の要となる人材の育成を中心に、豊富な知識と豊かな人間性を備えた‘真のスペシャリスト’を育てる」との使命・目的のもと、それぞれの学科の教育上の特性、整合性をもとにして、三つのポリシーである「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」に反映している。【資料 1-2-1：アセスメントポリシー、資料 1-2-2：理学カリキュラムツリー、資料 1-2-3：作業カリキュラムツリー、資料 1-2-4：言語カリキュラムツリーとディプロマポリシー、資料 1-2-5：臨工カリキュラムツリー、資料 1-2-6：こども保健カリキュラムツリー、資料 1-2-7：理学カリキュラムマップ、資料 1-2-8：作業カリキュラムマップ、資料 1-2-9：言語カリキュラムマップ、資料 1-2-10：こども保健カリキュラムマップ、資料 1-2-11：臨工カリキュラムマップ】ディプロマポリシーは本報告書の 3-1-①を参照。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### 【学部・学科構成】

本学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科をおいている。このため、本学部の使命・目的等においては、学科会議、学部自己評価委員会、学部 FD 委員会において、それぞれの視点で点検・評価を行い、教授会で審議・決定を行うこととし、その整合性を維持するよう努めている。【資料 1-2-12：教授会学部規定】

### 【管理運営体制】



#### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学部の使命・目的等が在学生に対して、どの程度浸透しているか不明であるため、学部内でアンケート調査を行うなどを検討する必要がある。

#### 【1の自己評価】

本学部の使命・目的及び教育的目的の設定にあたっては、急速な超高齢社会の進展と生活習慣病の増加に伴う、高度に専門化し、複雑多様化した現在の国民のニーズに対応が求められている社会的背景において、医療従事者は、専門的知識及び技術水準の向上を図るだけでなく、多様な保健、医療、福祉の問題を統合的、組織的に把握し、問題解決を図る能力が必要であるという考えのもとで、適切に設定されている。

また、設定された内容については、各学科、学部FD委員会、学部自己評価委員会等がそれぞれの立場の視点において、教授会へ進言できる体制は整っている。【資料 1-2-13：FD委員会内規、資料 1-2-14：医療自己点検評価内規、資料 1-2-15：2021FD委員会報告書、資料 1-2-16：2021年度医療保健学部自己評価委員会報告書】

以上のことから、本学部は「基準1」を満たしている。

## 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある。」

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは建学の精神に基づいて、次のとおり策定し、大学の HP とともに「入試ガイド」に掲載して周知を図っている。また、オープンキャンパスの際に「入試説明」の時間を設け、アドミッション・ポリシーについて説明をしている。

##### 【学部の方針】

医療保健学部では「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園の教育理念のもとに医学分野の基礎的な知識および技能を涵養し、社会の変化や医療の進歩に対応して自己研鑽を継続し、専門知識および技能を活用して多職種と連携し問題解決に取り組むことができる人材を育成するために、多様化、複雑化する社会および保健医療福祉の問題に対して強い関心を持ち、積極的に地域社会に貢献したいと考える学生を多面的かつ総合的な視点によって選抜する。

##### 【理学療法学科】

1. 獨協学園の教育理念を理解し、保健医療福祉の問題に関心を持ち、理学療法学科で学んだ知識や技術を活用して地域社会に貢献したいという意欲を有する人。
2. 高等学校等での幅広い教科科目の学びによって、読解力、表現力などの国語力および理数系科目の基礎知識を有する人
3. 学生生活や課外活動などを通じたさまざまな経験から社会の多様性を認識し、他者を尊重し連携して目標を達成する意欲を有する人

##### 【作業療法学科】

1. 保健・医療・福祉に関心をもち、地域社会に貢献したいと思う強い意志を有する人
2. 生活機能を科学的思考で捉え、作業療法の知識や技術の専門的知識の習得に積極的に取り組む人
3. 人に興味をもち、多様な価値観を尊重し受け入れられる、協調性を持った柔軟な思考力をもつ人

##### 【言語聴覚療法学科】

1. 協調性があり、他人に対する思いやりがある人
2. 幅広い知的好奇心を持つ人
3. 専門職としての知識と技術の修得を志し、その修得に努力ができる人

##### 【臨床工学科】

1. 臨床工学を学ぶために必要な基礎学力を有している人
2. 患者様中心の医療を担える思いやりのある人
3. 医療者を目指す自覚とチーム医療で必須となる協調性のある人
4. 何事にも好奇心ならびに探究心旺盛で積極的に医学・工学の発展に寄与する意志がある人

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学部では、アドミッション・ポリシーのもと、受験生が個性と得意分野を活かして受験ができるよう、次に示すような多様な入学試験制度を設け、幅広く多様な入学者の確保に努めている。



また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証については、各学科により、各入学試験制度の入学生の学内成績などを検証し、今後の入学試験の運営方法等の見直しを図っている。

入試問題の作成については、本学の入試委員会において全学的な見地から出題方針を検討・確認のうえ、各教科において入学試験教科委員会を中心に問題作成を進めている。

なお、一部の試験科目を外部専門業者に原案作成を依頼しているが、原案作成前に外部専門業者と教科の出題委員が十分に協議を重ね、内部作成と同様の問題の水準（難易度、出題範囲・内容、解答時間、設問方法、不適切内容の除外など）を確保するよう努めており、また、入学試験教科委員会においても問題水準の確認を行っている。

#### 【本学部の入学試験制度】

本学部の入学試験については、大別して、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜及びその他選抜に分けられる。

#### 3) 総合型選抜

- ① AO入試（専願制）

#### 2) 学校推薦型選抜

- ① 公募推薦入試
- ② 指定校推薦入試（専願制）
- ③ ファミリー専願入試（専願制）
- ④ HDU チャレンジ入試
- ⑤ 獨協・獨協埼玉高校特別推薦入試

#### 3) 一般選抜

- ① 一般入試
- ② 大学入学共通テストプラス入試
- ③ 大学入学共通テスト利用入試

#### 4) その他選抜

- ① 帰国生特別選抜（臨床工学科は対象外。）
- ② 社会人入試（理学療法学科、言語聴覚療法学科は対象外。）
- ③ 外国人留学生特別選抜（臨床工学科は対象外。）
- ④ 編入学・転入学入試

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学部の入学定員は、平成 30 年度まで 190 人であったが、令和元年度からこども保健学科（入学定員）が募集停止し、140 人に変更した。

本学部の入学試験状況については、以下のとおりであるが、過去 4 年間、入学定員及び収容定員の未充足の学科が多いものの、教育活動を行う上での支障は生じていない。

なお、入学者の受入れにおいては、毎年度、未充足の学科が多いのが今後の課題である。

#### 【理学療法学科の入試状況等】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志願者数	156 人	165 人	108 人	114 人
合格者数	93 人	103 人	83 人	79 人
入学者数	43 人	45 人	43 人	46 人
入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人
入学定員充足率	108%	113%	108%	115%

在籍学生数	191 人	182 人	188 人	181 人
収容定員	160 人	160 人	160 人	160 人
収容定員充足率	119%	114%	118%	113%

#### 【作業療法学科の入試状況等】

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志願者数	105 人	92 人	59 人	64 人
合格者数	71 人	64 人	49 人	59 人
入学者数	18 人	21 人	17 人	21 人
入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人
入学定員充足率	45%	53%	43%	53%
在籍学生数	107 人	99 人	90 人	82 人
収容定員	160 人	160 人	160 人	160 人
収容定員充足率	67%	62%	56%	51%

#### 【言語聴覚療法学科の入試状況等】

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志願者数	41 人	52 人	42 人	42 人
合格者数	31 人	43 人	33 人	40 人
入学者数	16 人	12 人	18 人	25 人
入学定員	20 人	20 人	20 人	20 人
入学定員充足率	80%	60%	90%	125%
在籍学生数	75 人	71 人	67 人	74 人
収容定員	80 人	80 人	80 人	80 人
収容定員充足率	94%	89%	84%	93%

#### 【臨床工学科の入試状況等】

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志願者数	82 人	83 人	75 人	46 人
合格者数	64 人	66 人	59 人	44 人
入学者数	26 人	30 人	16 人	12 人
入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人
入学定員充足率	65%	75%	40%	30%
在籍学生数	110 人	109 人	106 人	93 人
収容定員	160 人	160 人	160 人	160 人
収容定員充足率	69%	68%	65%	58%

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2021 年度には新たに中高生の為の公開講座の開始、YouTube の充実、高校での授業の増加など積極的に広報活動を広めていく。

また、2022 年 5 月からの学校法人獨協学園、兵庫県、姫路市との連携・協働による新県立病院と姫路医療系高等教育・研究機構の事業にも積極的に参加し、受験生の保護者の方々への周知に努める。

## 2-2. 学修支援

### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 3) オリエンテーション及びガイダンス

毎年、入学時に新入生を対象に、教員と職員等の協働のもと、教務課が中心となって、教務オリエンテーションを実施している。教務オリエンテーションでは、教務課職員が履修の手引きをもとに履修に関する手続き等を説明している。

全学共通科目については、体育関連科目、語学科目、情報処理科目のそれぞれの担当教員によるガイダンスを行っている。基礎学力の向上を目的に、入学前にはリメディアル活動を行っている。**【資料2-2-1：2019年度入学前教育一覧表、資料2-2-2：2020年度入学前教育一覧表、資料2-2-3：2021年度入学前教育一覧表】**

また、本学部においても独自のガイダンスとして、各学期の初めに、各学科・学年ごとにガイダンスを実施している。このガイダンスでは、各学科の担任およびチューター教員が履修計画及び履修登録における留意点等を丁寧に説明・周知している。特に新入生には、学生の取得希望免許・資格に必要な適切な科目を履修できるよう、履修計画の作成及び履修登録を支援している。

3、4年次になると、ゼミ担当教員が密な学生指導を果たす役割を持ち、担任もしくはチューターと共に学生を支援する。

さらに、演習授業は、複数教員を配置して、一人一人の技術の習熟性を計り、実技練習のための教室を開放している。

進路に必要な各種国家試験等の対策については、国家試験合格に向けた支援策として、医療保健学部各学科では正課外での補講や模擬試験などを企画、運営している。実施方法は学科によって異なるが、教員が自身の専門科目を担当し、スクール形式での補講や成績別によるグループワーク等の実施、ゼミ担当教員による個別指導など様々な方法を活用し学生をサポートしている。

### 2) オフィスアワーによる支援

オフィスアワーは、全専任教員が週に2コマ以上対応する曜日時間帯を設定し、非常勤講師についても授業の前後を対応時間とすることとしている。各教員のオフィスアワーは教務課掲示板により公表して、学生が必要に応じて自由に相談できるようにしている。

### 3) 実習支援

医療保健学部においては、実習施設の確保及び実習指導体制として、学部実習検討委員会（実習の基本計画や予算、実習指導者会議に関することを協議）、学科教員、教務課が協力して行っている。

実習指導体制としては、施設ごとに実習担当教員を配置し、教員は学生の実習先を訪問して、実習状況を把握し、実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡をとれるようになっている。

理学・作業・言語聴覚学科では、実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。2020年度はCOVID19禍を考慮して、Webによる会議を2月27日（OT）、3月5日（PT）（ST）に実施した。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し、施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

各演習授業や臨床実習前には、理学と作業の療法学科は実技テストやOSCE**【資料2-2-4：理学実習前セミナー6月予定表5.28、資料2-2-5：作業2021総合実習OSCE試験概要】**、模擬保育などを実施して実技習得の確認を行い、学生を臨床実習に送り出している。さらに実習前には複数教員によるセミナーを開催し、学生にとって、それまでの復習と臨床への応用に活用できるよう配慮している。

### 4) 配慮を要する学生への学修支援

本学では入学時において学生に健康管理調査票の提出を義務付けており、自己申告により疾病や障がいの有無を確認している。入学以降は毎学期、教務課から学生の自主的な申し出を受

けて、これに基づき、「授業配慮事項」を教科教員に文書で配布している。これらの情報を基に場合によっては、担当教員は学生と面談し、疾病や障がい等の状況について把握し、支援や配慮の必要性を確認している。

また、履修中に問題が生じる場合は、学科内で情報を共有し、学生に不利益のないように授業時の配慮を行っている。

#### 5) 留年者、休学者、転部者、中途退学者への支援と対応

成績や体調不良等により、進級要件を満たさない学生については、留年、休学、中途退学の恐れがある時点もしくは留年決定時点で、各科教員が学生本人と面談、必要となれば両親とも面談を行い、留年、休学、退学の道を決めている。この時、教員は学生の話しに耳を傾け、考えられる方向性を多岐に渡って情報として提供している。本学は転部システムも備えているため、それぞれの専門家としての道からは離れることになっても転部によって大学を卒業して学士を取得できるようシステムを整えている。

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学部においては、統一された TA (Teaching Assistant) の制度は設けていないが、その代替措置として、次の方法で学修支援に取り組んでいる。

- ・ 臨床工学科、作業療法学科、言語聴覚学科ではチューター制度を設け、学生と密な連絡を取り、学習および学生生活について指導をしている。
- ・ 理学療法学科においては、助教が TA の役割を行い、教授と共に授業に入って学生のフォローに努めている。また、実技系の演習 (ROM や MMT などの評価、OCSE) 、については、複数の教員体制で指導し、学生が確認しやすい配慮をしている。作業療法学科においては、2020 年度には助手が TA の役割を行い、教授と共に授業に入って学生のフォローに努めていた。また、実技系の実習や演習 (ROM や MMT、精神障害分野などの評価、OSCE、PBL、作業学実習) については、複数教員で指導し、学生フォローが十分に行える体制を整えている。
- ・ 理学療法学科とこども保健学科では 1 学年に 2 人の学年担任を配置し、入学時より 4 年間を一貫して支援できるように持ち上がりとしている。第 3、第 4 学年においては、ゼミ担当教員と学年担任が役割分担し、支援に努めている。
- ・ 学年担任は第 1、第 2 学年の職業人としての基本姿勢の育成から、第 3、第 4 学年の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた 4 年間の学修支援の中心的役割を担っている。
- ・

#### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援体制を強固にするためにも教務上のお互いの状況を把握することは重要で、学生情報などの伝達を円滑に行う必要があるため、適切な連携や顔合わせ、申し送りなどによる改善が望まれる。また、ガイダンスや TA などに関して、学生からのフィードバックを反映させる仕組みが未確立であるので、適宜学生の意見を抽出するためのアンケートなどを実施する改善が望まれる。

### 2-3. キャリア支援

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

医療保健学部は、6 職種 (国家資格は 4 種類) の医療従事者 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士) の国家試験受験資格を取得することが目的である。

専門科目を体系的に学修することはもちろんのことであるが、医療保健従事者である前に一

社会人としての深い教養を身に付ける必要があることから、カリキュラムには、幅広い一般教養科目を設け、授業を通じて社会的・職業的自立を目指した指導を行っている。

また、教育課程外においては、就職先との交流も積極的に行っており、病院や施設からの訪問時にはキャリアセンターの職員のみでなく、関係学科の教員も面談に参加して、各施設の現状や展望、要望を聞いた上で学生にその旨を伝達して求人活動へと繋げている。

さらに、卒業年度に達した学生に対しては、各学科で医療施設等が参加する学内合同就職説明会を開催し、就職に直結する場の提供を行っている。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

各学科教員は学生に対する支援体制を取り勉学、就職、その他大学生活が円滑にいくように配慮しており、2020年度の全学科の就職率100%であった。

しかし、国家試験合格率まで導く教員の過重負担が生じており、今後、これらの対策を検討する必要がある。

## 2-4. 学生サービス

### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 3) 支援体制・組織

本学では、学生サービス及び厚生補導などに関する事項は、学生委員会が企画・協議し、調整を行うこととしていることから、本学部の各学科の教員を当該委員に割り当て、全学の学生委員会や学生課との連絡・調整を行っている仕組みを整備している。

##### 2) 経済的支援等の整備について

医療保健学部独自の経済的支援制度はないが、全学的な支援制度等によって、学生への支援を行っている。

その制度としては、成績優秀者及び経済的理由により学業に支障をきたしている者へそれぞれ奨学金を支給するほか、特待生制度として、成績優秀学生を対象に授業料の一部を減免している。

また、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種補助金の利用についても、学生課による説明会が開催されている。また、病院など施設からの奨学金については、学科での掲示や教員からの説明も行っている。

##### 3) 学生の心身に関する健康相談

年に1度大学全体で健康診断を行っており、学生には担任やチューターよりその結果を返却している。

さらに本学部では、病院等での臨床実習を必修としているため、1年次に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs 抗体(B 型肝炎)、HCV 抗体(C 型肝炎)、以上6項目の感染症抗体検査を実施し、抗体価の低い学生にはワクチン接種等を指導している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

卒業アンケートや学生生活アンケートを実施し、アルバイト収入や仕送りなどの実態を把握し、経済的に困窮している学生に対する学生相談と奨学生制度等の見直しを検討する必要がある。

## 2-5. 学修環境の整備

### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

## (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地面積 194,461 m<sup>2</sup>、校舎面積 45,487.7 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上の校地面積 22,000 m<sup>2</sup>、校舎面積 26,707.3 m<sup>2</sup>を大きく上回っている。

本学部独自の教育研究施設として医療保健学部棟が設置されている。医療保健学部棟では 20 人から 40 人程度まで収容できる実習系室が 32 室配置されている。

また、情報機器の整備状況としては、講義棟の情報処理室に 210 台のパソコンが設置されており、学内でも大学でもレポート作成が可能な環境である。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用について

医療保健学部棟には、動作分析室、機能評価室（呼気ガス分析器、心電図、エルゴメータ、筋力測定器など設置）、物理療法室、水治療法室、検査・測定室、運動療法室、機能訓練室（プーリー、ティルトテーブル、階段など設置）、日常生活活動室、義肢装具室、乳児保育実習室、調理実習室など、20 人から 40 人程度まで収容できる実習系室が 32 室あり、ノートパソコン、ビデオ・DVD 等の機器等のほか、メディアを投影できるプロジェクターが常設されているほか、移動スクリーン、メディア再生機器、可動式プロジェクターも用意されており、授業内容の多様化に対応することができる。

また、全学的な施設である附属図書館には、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在で約 35 万冊の図書と約 2,000 タイトルの冊子体雑誌を所蔵している。加えて約 5,800 タイトルの電子ジャーナルを整備し、学生・教職員の利用に供している。

医療保健学部においては、約 5 千冊以上の専門図書が収蔵されているほか、学術雑誌については、外国雑誌のオンラインデータベースの一つである EBSCOhost（エビスコホスト）のうち、人文・社会・理工・生物医学の分野を網羅した Academic Search Elite を積極的に利用し、教育・研究を支える学術情報を的確で効率的な収集に努めている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

医療保健学部棟は全てバリアフリーであり、車いす使用学生が自由に移動できる。

また、学内もスロープや車いす用エレベータを設置してあり、学生生活を車いすで行う事も可能である。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1 クラス理学療法学科約 40-50 名、作業療法学科約 20 名、言語聴覚療法学科は約 20 名、臨床工学科は約 20 名、こども保健学科は約 15 名であり、ピアノ演習は個人レッスンでも実施している。以上のように学生数は増えすぎることなく管理している。

さらに、演習科目は、理学療法、こども保健学科、作業療法学科は授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、適切な人数で授業が実施できるように複数名体制での指導を行っている。

また、言語聴覚療法学科と臨床工学科では、グループ分けをして演習に取り組んでいる。

## (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に関しては、これまでは呼気ガス分析器、血圧計、心電図の購入など機器入れ替えや修理不能な破損による購入など随時改善を図っているが、今後も老朽化への対策をはじめ新しい機械・機器や情報機器設備についても、厳格な予算管理のもと計画的に新設、更新を行っていく。

なお、知能検査や言語能力検査などは改訂・バージョンアップされたものを買替えて学生指導に当たっている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

医療保健学部では、毎年、卒業時（学位授与判定後）に「卒業生アンケート」を実施している。その中で、全在学期間中を通じて学生一人ひとりが感じた大学への意見・要望を集約し、分析・検討の上、学生サービス向上に役立てている。

また、学生の要望のみならず、年に1回、学科ごとに「保護者懇談会」を開催して、学科内の授業や実習などの説明および個人面談を行い、保護者からの要望や質問に答えている。

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

医療保健学部における学生生活に関する学生の意見・要望等については、クラス担任やゼミナール担当教員等による聴取はもとより、教務課や健康管理室への相談により、常に受け止め反映できる体制を整えている。1年生には入学直後にクラス担任による個別面談を実施し、経済的支援や健康相談を含む生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。また必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。年に1度行われる定期健康診断において、学生の心身の状況を把握し、実習に必要な予防接種の状況は教員に伝えられ、教員からも予防接種について指導を行っている。

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境などに関する学生の意見・要望の把握・分析、検討する体制として、オフィスアワー制度、担任・アドバイザー制度、常設の意見箱を設けている。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

医療保健科学部は学外施設での実習が多く、心身ともに安定した状態で学生が臨地実習に専念できる環境を整える必要があることから、学年担任やアドバイザーとの連携を図りながら、健康管理上の支援やメンタルヘルスケアの体制を一層充実させる。

## [2の自己評価]

学生の受入れにおいては、入学定員を満たしていない学科が多いことが、今後の課題ではあるものの、アドミッション・ポリシーに基づいた入学試験制度は適切に実施されており、教育活動上の支障は生じていない。

教員と教職員等との協働による学修支援体制においても、学部独自のガイダンスを学科・学年ごとに実施し、履修計画や履修登録についての支援が行われているほか、全専任教員には週2コマのオフィスアワーが実施されている。

キャリア支援において、学生は最終的に国家試験の合格が目標でもあるが、医療保健従事者である前に一人の社会人として深い教養を身に付けることは大切なことであり、これらを教育課程の中に組み入れて、授業を通じて社会的・職業的自立に繋げようとしていることは適切である。

学修環境としては、独自の教育研究棟を設けており、学部の教育上の特性に応じた、実習系の教室を配置するとともに、必要とされる最新の機械・器具等の整備が行われている。

学生の意見・要望への対応については、毎年、「卒業生アンケート」を実施し、全在学期間中を通じて学生一人ひとりが感じた大学への意見・要望を集約し、分析・検討の上、学生サービス向上に役立てている。

以上のことから、本学部は「基準2」を満たしている。

### 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

医療保健学部ディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

##### 【理学療法学科】

理学療法学科は「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念のもとに以下の資質や能力を身につけ、所定の授業科目を履修し卒業に必要な単位を修得した学生に学士（理学療法学）の学位を授与します。

1. 理学療法学分野についての基礎的な知識および技能を体得し、基本的な理学療法を実践することができる。（専門知識および技能を有し、実践する力）
2. 多様な医療・保健・福祉の問題を統合的に把握し、科学的な思考に基づいて課題を明らかにすることで問題解決に取り組むことができる。（問題を捉え、解決する力）
3. 社会の多様性を理解し他者を尊重できる幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、医療・保健・福祉の問題に多職種と連携して取り組むことができる。（他者と協力し、医療・福祉に貢献できる力）
4. 社会の変化や医療の進歩に対応して自己研鑽を継続し、専門知識および技能を活用することで理学療法の発展に貢献することができる。（学びを継続する力）

##### 【作業療法学科】

1. 作業療法士の使命：作業をつうじて健康で幸福な状態を促進することに関心を持ち、作業療法の目標である、人々が日常の活動に参加することができるように支援する力を育成する。
2. 課題解決能力：自ら課題を見つけ、積極的に知識を持ち、根拠に基づく作業療法遂行能力を育成する。
3. コミュニケーション能力：多様な対象者に対して科学的思考・根拠をもって対応でき、家族や職場、医療、教育、福祉関係するチームメンバーと協業できる対人技能を育成する。
4. チーム医療：対象者に関わる保健・医療・福祉に関わる職種の理解を深め、連携に必要な知識・技術を育成する。
5. 科学的・社会的分析力：高度な医学・医療に対応できる基礎力を養い、それらに基づく社会・科学的分析力を育成する。
6. 地域保健・福祉・医療の貢献：地域保健・福祉・医療貢献の重要性を理解し、積極的に自己の持つ専門性を提供し、社会に還元できる力を育成する。

##### 【言語聴覚療法学科】

1. 言語聴覚士の使命：言語聴覚士という職務内容・社会的責任を理解し、医療人としての倫理感を身につける。加えて言語聴覚療法の業務および法令を遵守し、言語聴覚障害児・者のコミュニケーション能力の向上のために、健康や安全を守る使命感を持って行動することができる。
2. 豊かな人間性：障がいの有無、年齢、性別、文化や習慣に関わらず、すべての人の苦しみや悲しみを理解し、喜びや楽しみが共有できる、心豊かな人間性を身につけている。
3. 科学的根拠に基づいた言語治療の理解と実践能力：小児から成人まで多岐にわたる言語聴覚障害の発現機序や症状を理解し、それぞれの治療法の科学的根拠に基づいた適切な言



語治療を提供する能力を身につけている。

4. チーム医療での活躍：医療・福祉・教育など多職種が協働する職場におけるチームの一員として、多職種の特性を理解・尊重し、言語聴覚士の専門性を活かして言語聴覚障害児・者の社会復帰に貢献できる能力を備えている。
5. コミュニケーション能力：当事者または家族に対し、心理的、社会的背景を考慮して対応することができる。加えて、チーム医療に必要なコミュニケーション能力を持ち合わせ、円滑な多職種連携ができる。
6. 地域貢献と啓蒙：地域社会に暮らす人々が安心して生活できるように、言語聴覚療法の実践や相談業務に取り組むことができる。また社会に対して、言語聴覚療法についての啓蒙活動ができる。
7. 育成指導能力：言語聴覚療法の発展に必要な人材育成において、後進指導ができる知識・技術を身につけている。
8. 研究と自己研鑽への取り組み：自己の臨床を客観的に検証し、探求心をもって学術・研究活動に取り組むことができる。

#### 【こども保健学科】

3. 高い人権意識を持ち、こどもの健全な育ちについての総合的、専門的職能を備え、自分の個性・特性を生かして社会に貢献していく能力を身につけること。

#### 【臨床工学科】

十分なコミュニケーション能力を有しチーム医療の一員として役割を果たす。患者様の心情を理解でき、それに対応する能力を有する。

1. 高度医療を実践するため、必要な医療機器に対する知識や技術を有する。
2. 自ら設定した課題について、それぞれの専門領域の研究方法を用いて考察することができる。
3. 臨床工学の知を実践の力へと高めることができ、医療従事者としての役割を自覚することができる。
4. 地域医療のニーズに応え、チーム医療の一員として協調性を持つことができる。
5. 患者様の声に耳を傾け、多職種とともに患者様を中心とした医療を実践することができる。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

医療保健学部では、それぞれ学科の特色に沿って定めたディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、進級基準、卒業基準を策定し、それぞれの基準に沿って厳格に判定を行っている。

これらの基準等については、学則の他に医療保健学部規程や各学科で定めた進級条件を履修の手引に掲載するとともに、入学時に実施する教務部オリエンテーション及び各学科のガイダンスにより周知している。

単位認定や卒業判定については、学則第36条から第40条に定めており、また、単位の算定方法、成績評価基準、GPA制度についても履修の手引に掲載している。

さらに、科目ごとの評価基準については、シラバスに記載し、その基準に沿って担当教員が厳格に評価している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学部の単位認定、進級、卒業に関する基準は、次のとおり設定し厳正に適用している。

#### ① 成績評価基準

本学部の成績基準については、学則第38条に「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良、可の成績を合格とする。」と定められており、次のとおり、その評価と採

点によって、単位認定を行っている。

評価	合格			不合格
	優	良	可	不可
採点	100～80	79～70	69～60	59～0

## ② 卒業認定基準

卒業認定基準については、学則の「別表2履修要件」にさだめられており、各学科の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを卒業要件としている。なお、各学科の卒業に必要な単位数は、次のとおりである。

学科名	卒業単位数	備 考
理学療法学科	136 単位以上	全学共通科目 22 単位以上、専門基礎分野 42 単位以上、専門分野 72 単位以上
作業療法学科	133 単位以上	全学共通科目 17 単位以上、専門基礎分野 43 単位以上、専門分野 73 単位以上
言語聴覚療法学科	129 単位以上	全学共通科目 18 単位以上、専門基礎分野 38 単位以上、専門分野 73 単位以上
こども保健学科	124 単位以上	全学共通科目 20 単位以上、専門教育科目 44 単位以上、専門基礎科目 44 単位以上、専門科目 50 単位以上
臨床工学科	134 単位以上	全学共通科目 22 単位以上 専門基礎分野 43 単位以上、専門分野 45 単位以上、専門特論 10 単位、研究分野 14 単位

## ③ 進級基準

進級基準については、学科ごとに次のとおり定めている。

### 【理学療法学科】

#### 〈1 年次から 2 年次への進級〉

- ・ 1 年次に開講した専門教育科目の必修科目の全単位を修得していること。  
但し、未修得である専門教育科目の必修科目が 1 科目の場合は学科の判断により仮進級させることがある。

#### 〈2 年次から 3 年次への進級〉

- ・ 2 年次までに開講した専門教育科目の必修科目の全単位を修得していること。  
但し、3 年次において 2 年次までに未修得である専門教育科目の必修科目が 1 科目の場合は学科の判断により仮進級させることがある。

#### 〈3 年次から 4 年次への進級〉

- ・ 3 年次までに開講した専門教育科目の必修科目の全単位を修得していること。  
但し、4 年次において 3 年次までに未修得であった必修科目がある場合は学科の判断により仮進級させる ことがある。

### 【作業療法学科】

#### 〈1 年次から 2 年次への進級〉

- ・ 1 年次に開講した専門教育科目専門分野の必修科目の全単位を修得していること。

#### 〈2 年次から 3 年次への進級〉

- ・ 2 年次までに開講した専門教育科目の必修科目の全単位を修得していること。  
但し、3 年次において 2 年次までに未修得である専門教育科目の必修科目が 1 科目の場合は学科の判断により仮進級させることがある。

#### 〈3 年次から 4 年次への進級〉

- ・ 3 年次までに開講した必修科目の全単位を修得していること。

### 【言語聴覚療法学科】

#### 〈2年次から3年次への進級〉

- ・2年次までに開講した必修科目の全単位を修得していること。  
但し、2年次で未修得であった必修科目がある場合でも学科の判断により仮進級させることがある。

#### 3年次から4年次への進級

- ・3年次に開講した必修科目の全単位を修得していること。  
但し、3年次で未修得であった必修科目がある場合でも学科の判断により仮進級させることがある。

### 【こども保健学科】

#### 〈2年次から3年次への進級〉

- ・2年次までに開講した必修科目の全単位を修得していること。  
但し、3年次において2年次までに未修得であった必修科目がある場合、学科の判断により仮進級させることがある。

#### 〈3年次から4年次への進級〉

- ・3年次に開講した演習Ⅰ、演習Ⅱの単位を修得していること。

### 【臨床工学科】

#### 〈1年次から2年次への進級〉

- ・1年次に開講した専門教育科目専門基礎分野の必修科目の全単位及び「臨床工学演習」の単位を修得していること。  
但し、1年次で未修得であった必修科目がある場合でも学科の判断により仮進級させることがある。仮進級の学生については、未修得科目を担当教員の指示に従って履修する。

#### 〈2年次から3年次への進級〉

- ・2年次までに開講した必修科目の全てを修得していること。  
但し、2年次で未修得であった必修科目がある場合でも学科の判断により仮進級させることがある。仮進級の学生については、未修得科目を担当教員の指示に従って履修する。

#### 〈3年次から4年次への進級〉

- ・3年次までに開講した必修科目の全てを修得していること。
- ・3年次までに開講した卒業に必要な選択科目の全てを修得していること。
- ・卒業に必要な全学共通科目の全てを修得していること。  
但し、3年次で未修得であった必修科目がある場合でも学科の判断により仮進級させることがある。

#### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準等については、特に改善すべき点はないが、単位修得状況だけでなく、学修の成果を加味することも必要であるため、今後のGPA値の活用について検証する必要がある。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

医療保健学部では、本学の建学の理念を踏まえ卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するため、実現可能な教育内容と教育方法を取り入れた授業を実践するために、本学部の各学科において必要な教育方針を策定し、それらをカリキュラム・ポ

リシーとして定めている。

また、これらのカリキュラム・ポリシーは、大学ホームページに掲載するほか、履修の手引にも掲載し、広く周知している。

なお、各学科のカリキュラム・ポリシーについては、次のとおりである。

#### 【理学療法学科】

理学療法学科では、学位授与の方針で示した資質や理学療法士としての専門能力を身につけるために、以下に示す教育課程を編成し実施する。

1. 教育課程は、一般教養科目である全学共通科目と理学療法学科の専門教育科目で構成され、専門教育科目は専門基礎分野と専門分野から成る。
2. 全学共通科目では幅広い教養と総合的な判断力を培い、社会の多様性を理解し尊重する態度を身につけるとともに、他者と協働するコミュニケーションスキル、主体的に問題を設定しそれを解決する能力を育成する。
3. 専門教育科目の専門基礎分野では専門的知識および技能を修得するための基盤となる基礎的な知識の修得や学習方法の習熟を目的として理学療法学科全教員担当による科目や少人数グループで行う演習や実習科目を配し、教員間の共通理解のもと授業形態に応じて目標とするコンピテンシーについてのルーブリックを利用した形成的評価による指導を行う。

#### 【資料 3-2-1：理学カリキュラムルーブリック】

4. 専門教育科目の専門分野では理学療法の実践に必要な専門知識や技能を体系的かつ効率的に習得できるよう領域ごとに最適化された専門知識および技能習得のための科目を配し、現代社会の多様なニーズに応えるための最新かつ高度な知識および技能を学ぶとともに実践的な演習課題や臨床実習を通してそれらを活用する実践的能力を育成する。
5. 成績評価はシラバスに明記した到達目標や成績評価基準に即して、多元的、包括的な方法で厳格に実施する。

#### 【作業療法学科】

1. 全学共通科目：将来、多様な領域で活躍するために基盤となる広い教養や技術を習得する科目を入学初年度を中心に編成している。外国語、情報処理、自然・環境科学、人文・社会科学、スポーツ・健康科学、総合科目として総合教養講座やキャリア形成を学ぶ。社会人として必要な知識や興味がわく科目を幅広く学び、豊かな人間性を育成する。
2. 専門基礎分野：作業療法学で求められる医学・医療知識の基礎を学ぶ。入学初年度は人体の構造と機能、医学概論、保健医療福祉とリハビリテーションの理念を学ぶ。2年次には、人体の構造と機能、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進を学ぶ。医療専門職としての基礎を固めて科学的根拠に基づいた思考力を育成する。
3. 専門分野：作業療法学の基礎知識や技術、また専門知識を体系・段階的に学ぶ。入学初年度には基礎作業学、地域作業療法学、2年次には、作業療法評価学・治療学、地域貢献、臨床見学を学ぶ。3年次には、身体・精神・発達領域別の評価学や治療学及び実習を段階的に学び臨床現場における評価技術・知識を体験する。4年次には、「総合実習 OSCE」、「臨床総合実習」、地域貢献・連携特論、卒業研究を学ぶ。学生は、自己の臨床力客観的につかみ、学術研究に取り組む探求心を育成する。
4. 教育方法は、学生が能動的に学べる教育方法として、講義型授業に加えて、グループワークを重視した学習方法やディスカッションを取り入れ学びを深める。また、問題解決型学習（PBL）を用いて3年次臨床評価実習の後に臨床経験で得られた多くの疑問に対して、問題解決へのアプローチ方法を身につけ、最終的に「主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力」を養う。

#### 【言語聴覚療法学科】

「言語聴覚士養成教育ガイドライン」に準拠した科目に本学科独自の科目を段階的に配置し、実施する。【資料 3-2-2 言語カリキュラムルーブリック】

1. 言語聴覚士、ひいては医療人としての幅広い知識および使命感、倫理観を養う科目を低年次より配置する。1年次では一般教養科目において学びの基礎を知り、言語聴覚障害学の専門知識の習得を視野に基礎医学や音声、言語学などの専門基礎科目を習得させる。2年次、3年次では言語聴覚士という職務内容・社会的責任の理解を深めつつ、臨床医学や心理学などの専門基礎科目および言語聴覚障害学の専門科目を習得させる。さらに臨床実習に向けて、言語聴覚士に求められる社会的責任を自覚し、備えるべき心構えを育成する科目を配置する。4年次ではこれまで学んだ知識や技術を活かし、総合臨床実習や卒業研究、国家試験に向けた準備を通じて学びの集大成とする。
2. 少人数制の講義や演習を通じて、豊かな人間性が育成できる科目を配置する。
3. 科学的根拠に基づいた言語治療に必要な知識の習得と、科学的思考力および問題解決能力を育成できる科目を配置する。
4. 臨床実習に関連する科目と臨床実習を通して、言語聴覚士の専門性と役割を認識し、個々の言語聴覚障害児・者に合わせた治療プログラムの構築ができる能力を育成する。
5. 臨床実習に関連する科目と臨床実習を通して、チーム医療の一員として活躍するのに必要な臨床的態度、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を育成する。
6. 地域の保健・医療・福祉・教育に貢献できる能力を養成する専門科目、演習科目を配置する。また兵庫県言語聴覚士会と連携し、地域医療にかかわるボランティア活動を推進する。
7. 臨床実習、実習報告会での発表、縦割り教育の実践により、後進を育成する態度と技術を育成する。
8. 臨床実習や卒業研究を通して言語聴覚療法の発展に関する情報を収集し、自己の臨床活動を客観的に検証する能力と、学術・研究活動に取り組む探求心を育成する。

#### 【こども保健学科】

1. 1年次  
大学ならではの学びを効果的・有効に習得するためのスキルを身につけ、保育や教育、福祉、医療や保健分野の基礎知識を習得し、人権についての意識の土台を築く。
2. 2年次  
1年次で習得した基礎知識を保育実習の経験によって、こども理解、現場の実態、それらの経験を通して自己の個性や特徴を理解する。さらに養護教諭免許取得をめざす者は、その領域において基礎的な知識・技能の習得をめざす。
3. 3年次  
幼稚園実習を行い、こどもと関わるうえでの応用力を身につけると同時に、2年次で探求した自己の個性や特徴を生かした幼稚園教諭、保育士、保育教諭としての方向性を定める。さらに養護教諭免許取得をめざす者は、その領域において、より専門的な知識・技能の習得をめざす。
4. 4年次  
3年次に定めた幼児教育・保育の専門職、または養護教諭の実現を目指し、教職実践演習や卒業研究等、場合によってはこれまで学んだ知識の集大成と技能の総仕上げをはかる。

#### 【臨床工学科】

1. 1年次  
一般教養、医学系基礎、工学系基礎の一部を中心に学び、また、医療現場を実感するため、透析クリニック見学を用意している。
2. 2年次  
工学系基礎、医学関連科目、情報系科目、専門科目の一部を中心に学び、さらに、臨床現場の、特に臨床工学部門を見学して、学びのモチベーションを高める。
3. 3年次  
主に専門科目の実習を通して専門技術の習得を図り、また、スタッフとの連携をトレー

ニングし、4年次の臨床実習に向けて技能を向上させる。

#### 4. 4年次

これまで学んだ知識と技術を臨床現場で発揮し、卒業研究、国家試験、就職活動と、将来に向けて総仕上げを行なう。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

医療保健学部における各学科が策定しているカリキュラム・ポリシーは、その学科が掲げるディプロマ・ポリシーを実現するために一貫性をもって教育課程の編成を行っており、各学科で養成する国家資格等の取得にも繋がるよう、「教育モデル」を作成し、円滑な学位取得ができるよう、学生に配付する履修の手引にも掲載して、履修指導等に活用している。

また、各学科の教育課程が基本的に「全学共通科目」、「専門基礎分野」及び「専門分野」に大別して科目配置を行い、「全学共通科目」については教養科目を、「基礎専門分野」では人体の構造と機能を学ぶ基礎医学やリハビリテーション学などを、「専門教育科目」には各学科の専門性に基づいた専門科目を、4年間を通した学修成果に基づき、各年次に配当された科目の修得によって学位を授与していることから、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を構築されている。【資料 3-2-3：理学カリキュラムツリー、資料 3-2-4：作業カリキュラムツリー、資料 3-2-5：言語カリキュラムツリーとディプロマポリシー、資料 3-2-6：臨工カリキュラムツリー、資料 3-2-7：こども保健カリキュラムツリー、資料 3-2-8：理学カリキュラムマップ、資料 3-2-9：作業カリキュラムマップ、資料 3-2-10：言語カリキュラムマップ、資料 3-2-11：こども保健カリキュラムマップ、資料 3-2-12：臨工カリキュラムマップ】

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

医療保健学部では、学科ごとに専門性の高い国家資格等の受験資格の取得を可能としていることから、専門職種の人材養成に必要な指定科目を中心にカリキュラム編成が行われている。

また、「高い倫理観を持った医療人の養成」と「高度な専門職業人の養成」を目的とし、実習や演習の科目においては、専門性の高い知識や技術の伝達を徹底するとともに、病院・施設等での臨床実習を通じて、より高い臨床的知識と技術やチーム医療などを学ぶことによって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを基盤とした実践力の涵養に努めている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

大学全体の共通科目である「全学共通科目」では、建学の精神の具現化と幅広い教養知識及び医療保健従事者となるための基礎学力を修得するため、「外国語」、「情報処理」、「教養科目（人文科学・社会科学・自然・環境科学）」、「スポーツ・健康科学」及び「総合」とバランスよく区分されており、多様化、複雑化する社会において柔軟に対応できる幅広い教養人の育成と基礎学力の修得ができるように配慮されている。

また、全学共通科目で展開する語学教育は、単なる語学力の修得を目指すのではなく、語学の学修を通して、他者とのコミュニケーションに必要な基礎的能力を学ぶことを目的に授業科目を配置している。

特に全学科において必修科目としている1年次開講の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」では、4技能（リスニング、スピーキング、リーディング、ライティング）を総合的に学ぶこととしている。

さらに、2年次開講の「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」では、英語の語彙力、表現力を高め、異文化コミュニケーションに必要な実践力を身に付ける。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、大学教育における最大のステークホルダーである学生による授業評価アンケートを実施し、その分析・検討を行いながら授業内容や教授方法の改善に取り組んでいる。

この学生による授業評価アンケートは、授業担当者ごとに学生の率直な意見を聞くことを目

的として無記名式で実施することにより、学生の学修行動や傾向を把握し、より効果的な授業実践と検証に活用している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

医療保健学部の各学科においては、毎年科目担当教員が3つのポリシーを踏まえたシラバスの見直しをしており、授業内容、授業計画及び評価方法基準などについて、学生が理解しやすいものとなっているかをチェックしている。

学修成果の点検・評価においては、科目ごとに単位認定にあたっての定期試験を実施している。実習に関わる評価については、学内実習では実技試験と筆記試験を実施し、学外の臨床実習は、学外実習指導者の評価と実習担当教員が協議のうえ、知識と技能を確認して総合的に評価を行っている。

さらに、臨床実習の学修成果の点検・評価においても、実習実施前に、実習先の指導者を招き「臨床実習指導者会議」を開催し、本学の3つのポリシー、特に各学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた知識や技術の到達目標に向けた指導を依頼している。

また、全ての学科においては、国家試験の受験資格の取得を可能としていることから、全員合格を目標に掲げて試験対策に取り組んでいる。このため、国家資格等に求められる知識や能力を把握するため、小テストやレポートの提出のほか、外部の模擬試験等も積極的に利用し、学修成果や到達点の点検・評価を行っている。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学 FD 委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。

授業評価アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。

アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、評価に対して各教員は授業改善案を全学 FD 委員会へ提出する。

全学 FD 委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

また、成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けており、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行うとともに、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

医療保健学部では、教育支援に関する講習会を積極的に開催し、各教員に多数の出席を働きかけるなどの取り組みによって教員の資質の向上を図るとともに、少人数教育を活かした卒業

研究を通して研究のみでなく社会で働く人としての成長を促すことを目的として指導に取り組んでいる。

さらに、国家試験対策に関わる全国的な模擬試験を定期的実施して学修成果の点検・評価を行うとともに、個々の学生の実力に合わせた学修指導に役立てている。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

医療保健学部の各学科においては、国家資格等の合格が目標の一つであり、その合格率は多くの資格で全国平均を上回っているが、各種専門職の現場で求められる人材養成に、本学の学修成果が応えられているか、現場から広く意見を求める機会や調査が必要であるとする。

### [3の自己評価]

医療保健学部の学修成果の点検・評価については、科目ごとに単位認定にあたっての定期試験を実施しているほか、実習に関わる評価については、学内実習では実技試験と筆記試験を実施し、学外の臨床実習は、学外実習指導者の評価と実習担当教員が協議のうえ、知識と技能を確認して総合的に評価を行っている。

また、国家資格等に求められる知識や能力を把握するため、小テストやレポートの提出のほか、外部の模擬試験等も積極的に利用し、学修成果や到達点の点検・評価を行っている。

教育内容・方法及び学修指導者等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、「学生による授業評価アンケート」をもとに、教員自らが授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度について把握できるようになっており、アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされるとともに、評価に対し各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出こととされている。

以上のことから、本学部は「基準3」を満たしている。



## 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### (1) 4-1 の自己判定

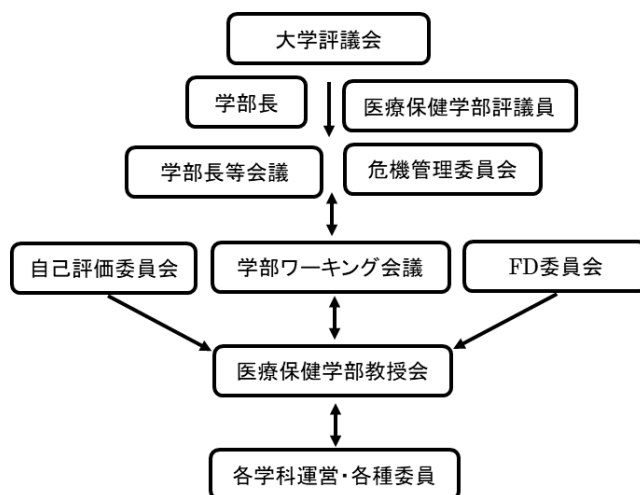
「基準項目 4-1 を満たしている。」

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学部長の適切なリーダーシップの確立・発揮

1-2-⑤の図で示したように学部長の指示の下、PDCA サイクルを鑑みた体制を 2021 年度より確立すべく、医療保健学部自己評価委員会および医療保健学部 FD 委員会を立ち上げた。元々それぞれの委員は存在していたのを、組織として独立させ、明確な役割を持たせた。

下図に示すように学部長は月 1 回の大学評議会に出席し、大学全体の方向性、運営等についての情報を得て、危機管理委員会および学部長等会議にも参加、医療保健学部の方向性を管理する立場にある。学部長は教授会を開催するが、教授会の質の担保と向上のために事前に学科長および議題に関連する委員を集めディスカッションを行っている。



#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学部は、教授会の諮問組織として自己点検評価委員会、FD 委員会、教務委員会、ハラスメント委員会、学生委員会等の各委員会を設置しており、それぞれの規程（内規）に沿って運営している。【資料 4-1-1：教授会学部規定、資料 4-1-2：医療自己点検評価内規、資料 4-1-3：FD 委員会内規】

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿って、キャリア教育の充実や就職支援を円滑に行うため、学生数が少ない子ども保健学科を除いた各学科に「キャリア担当教員」を置いて運用している。

#### 【資料 4-1-4：令和 4 年度医療保健学部キャリア担当教員名簿】

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置は、学部で 1 名配置して運営にあたっている。

自己評価委員会、FD 委員会、予算委員会、実習検討委員会、教務委員会、学生委員会、図書委員、入試委員会（全学の委員会では学科長、学部長、事務局長、副学長）は各学科で 1 名もしくは数名ずつ担当者を決めている。

就職委員は学部で 1 名だが、各学科にも担当者がおり、就職委員と協力して医療機関合同就職説明会を開催している。

このように各学科から委員を出すことで各学科の意見を速やかに反映させ、活動に盛り込むことを可能としている。各委員は学内の教務課や学生課などの事務と共同して業務に当たる。

学部長はこれを統括し、方向性を明確にしている。

自己評価委員会と FD 委員会は、教授会とは独立した立場にあり、学部の教学およびその他の事項について、客観的に評価し、教授会に申し入れる体制をとっている。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価を恒常的に進めていくため、IRE (Institutional Research and Evaluation) の役割を自己評価委員会で持つこととする。教育活動に関する情報収集、分析及びそれに基づく点検評価を行う体制をとっていきたい。2021 年度はその準備として、必要なデータの選出を行う。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

全教育課程における専任教員は、45 人であり、設置基準の 1.4 倍 (45 人/32 人) の人数を確保している。

学部教員の年齢構成は、年齢構成は、60 歳代が 24.4% (11 人/45 人)、50 歳代が 24.4%(同)、40 歳代が 42.2% (19 人/45 人)、30 歳代が 8.9% (4 人/45 人) である。専門性の高い教員の配置により、教育の手厚いサポートを行っている。

免許別では、医師免許を有する教授 1 名、理学療法士 11 名、作業療法士 9 名、言語聴覚士 8 名、看護師 1 名、養護教諭 1 名、幼稚園教諭 2 人、小学校教諭 2 名、臨床工学技士 4 名、臨床心理士 1 名である。この他にも教員は、精神保健福祉士 1 名、ケアマネージャー 2 名、心臓リハビリテーション指導士 1 名、介護福祉士 2 名、臨床検査技師 4 名、健康科学アドバイザー (日本体力医学会) 1 名、中学校教諭・高等学校教諭 (保健体育) 1 名、中学校教諭・高等学校教諭 (家庭科) 1 名、高等学校教諭 (音楽) 1 名、など多彩な資格を有している。また、医療機関での臨床経験を有する教員が多い体制で、臨床現場を踏まえた教育を可能にしている。

#### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

この活動は FD 委員会が次のとおり実施している。「学生による授業アンケート」の結果に対し、各教員が作成した「教育活動自己評価 (授業改善策)」の中から「今後に生かすことが出来る」ものを選び出し、各教員に周知を図った。また各学科が立案した「資格取得支援教育」の内容を確認した後、「資格取得率」も確認し、「資格取得支援教育」の妥当性を評価するとともに「更なる改善策」を提案した。

そのほか、全学の FD 委員会主催の遠隔による「Google Classroom の効果的な使用法」について講習会を聴講するよう勧誘し、教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に努めた。【資料 4-2-1：令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書 資料 4-2-2：令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】

昨年度から COVID19 禍で講習会は十分には開催できていないが、開催可能になれば実施していきたい。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動をさらに充実させ、授業内容や資格取得支援の内容を向上に努めたい。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

該当なし。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

該当なし。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

該当なし。

#### 4-4. 研究支援

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学は教育機関であると同時に研究機関であり、優れた研究成果の発信・社会への還元は大学の社会的使命である一方、整った研究環境で構築される研究力は学生教育にも大きく寄与するものであると考えられる。

文部科学省科学研究費助成事業をはじめとする種々の公的研究資金の採択経験を申請時期にセミナーとして講習会を開催し、希望する全教員が聴講し書類作成に臨むことができる。

また、事務的な支援も充実させており、外部資金研究費や個人研究費等の内部資金研究費のネットワーク上での管理を行うことで研究者に利便性を提供し、研究費執行に関しても適正執行を支援・確認できる体制を整備している。

研究活動場所に関しては、原則、各教員に個人研究室を確保、また各分野の研究に特化した研究機器・インフラも整備した共同実験室を配置している。共同実験室では、ヒト臨床研究・ヒト生理学実験のみならず、動物実験も可能となっている

各教員は、週1日研修日の取得が可能な体制を取り、毎年教授会に各教員が申請し、承認を得たうえで活動を行っている。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「動物実験委員会」「研究倫理審査委員会」の2つの専門部会を設置し、これら各部会は事務職員のみならず各分野での専門知識を有する研究者・外部有識者等で構成され、本学において研究活動を適切かつ円滑に行えるよう体制を構築している。

人を対象とする医学系研究については、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）、「姫路獨協大学 生命倫理審査委員会規程」に基づいて「生命倫理審査委員会」を学長諮問機関として設置し、本学研究者に申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する「人を対象とする医学系研究」が個人の尊厳、人権の尊重、個人情報の保護、利益相反の有無、その他倫理的観点から適正に行われるかどうかを審査し学長へ答申している。

「研究倫理審査部会」への申請時の注意点や説明書・同意書・同意撤回書に記載すべき項目例、書式例等について、教授会で周知の上、本学キャンパスウェア上やメールでも全教職員に対して周知している。また、対象になる研究者に対しては、年2回生命倫理講習会を聴講してもらい、人を対象とする研究に関する倫理教育について毎年受講を行うよう指導している。

実験動物を使用した研究については、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため、関係省令・ガイドライン、「姫路獨協大学動物実験委員会規程」に基づき、「動物実験委員会」により動物実験の倫理審査を行っている。

外部資金・内部資金を問わず、すべての研究費で購入した物品等については、事務組織によ

る検収を必須としている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費の用途等を定めた「個人研究費取扱規程」に基づき、専任教員全員に職位によって異なる個人研究費を支給している。用途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内特別研究費を交付している。申請は学内総務課に行い、採択された教員に、学長の責任において交付する。学内での年間総額 200 万円を上限に交付し、用途は申請時に明確に記載し、採択後異なる用途に使用する場合は申請を必要として、厳格に運用されている。

更に学外からの研究費を獲得するため独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金、厚生労働省が行っている厚生労働科学研究費補助金の対象に教員がなっている。これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費が配分される。

研究活動において、研究資金の獲得は研究計画段階で最初に着手されるべきことであり、外部からの競争的資金の獲得が視野に入れられる。医療保健学部では科学研究費の助成を受け、2020 年は 5 件、2021 年は 4 件の科学研究費による研究が遂行されており、今後は獲得件数を増やしていくことが重要と考えている。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

物品は減価償却期間を超えて使用しているものも多く、修理・買い替えなどが今後の課題である。適宜教授会で検討していく。

#### [4 の自己評価]

教学マネジメントは、学部長が評議会の構成員として大学全体の行動目標作成に参画し、教授会で議長としてその運用にリーダーシップを発揮する体制を有している。

また、教職員により構成される各種委員会から教授会への議題提出を通じて、各部門での検討すべき課題が適切に議論・対応されることにより真に必要な行動が学部長権限の下に実施されるよう諸規定が整備されている。

さらには教務委員会、FD 委員会等の各種委員会は各学科で決定する教員の配置により、学部での連携並びに協働を容易にしている。

教員配置については関連する法令に基づくことは元より、本学の教育理念並びに専門性の観点から十分に適切な人材の登用を心掛けており、医療保健学部では大学設置基準上必要な専任教員数を確保している。職員の能力向上として学生による授業評価アンケート及び研修事業参加を通じて資質・能力向上を図っている。

教員の研究支援は研究環境の整備、研究倫理の徹底、研究活動の資源確保について整備している。研究環境については研究場所を各教員に確保し、研究日を設けることで時間を確保した。研究倫理は研究倫理委員会での審査を通じて常時遵守の喚起に務めている。研究活動資源については個人研究費を支給し、別途学内特別研究費への応募により更に研究資金の確保を可能にしている。

以上のことから、本学部は「基準 4」を満たしている。

## 5. 内部質保証

### 5-1. 内部質保証の組織体制

#### 5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由

###### [現状]

姫路獨協大学では内部質保証への取組みを推進するため「姫路獨協大学における内部質保証推進規程」を制定し、運用している（【資料 5-1-1：姫路獨協大学における内部質保証に関する方針】）。その中で内部質保証の方針を定め、組織および実施体制を示し、医療保健学部を含む姫路獨協大学の各部局の役割が示されている。それを受けて医療保健学部では内部質保証を確立するための PDCA サイクルを推進する組織として「医療保健学部教授会」と、各学科の代表者 1 名ずつから構成される「医療保健学部 FD 委員会」と「医療保健学部自己点検・評価委員会」を組織し、かつそれぞれの規定にて、委員会の役割や活動内容を制定している（【資料 5-1-2：教授会学部規定、資料 5-1-3：FD 委員会内規、資料 5-1-4：医療自己点検評価内規 210417】）。両委員会は令和 3 年度は、それぞれ 4 回開催した。

「医療保健学部教授会」の構成員は全教員である【資料 5-1-5：教授会学部規定】。まず教授会との連携のもとに、全教員が各自の責任において学生への講義を担当し、質疑応答、試験、面談、「授業評価アンケート」、教員間の情報交換を通じて全学生の理解度、学習状況、生活などを把握した上で、展開する教育活動の内容を各教員が、その責任のもとに策定「Plan」し、講義や学生指導「Do」にあたる。

さらに「教授会（構成員は全教員）」が「医療保健学部 FD 委員会」と「医療保健学部自己点検・評価委員会」を組織する。その際、構成員の 1 名は両委員会を兼務し連携を図る【資料 5-1-6：令和 3 年 6 月 29 日第 409 回評議会資料】。「医療保健学部自己点検・評価委員会」とのそのような連携のもとに、「医療保健学部 FD 委員会」が、各教員の講義内容やその成果を点検「Check」し、更なる改善策を提起「Action」している。その具体的内容は以下のとおりである。

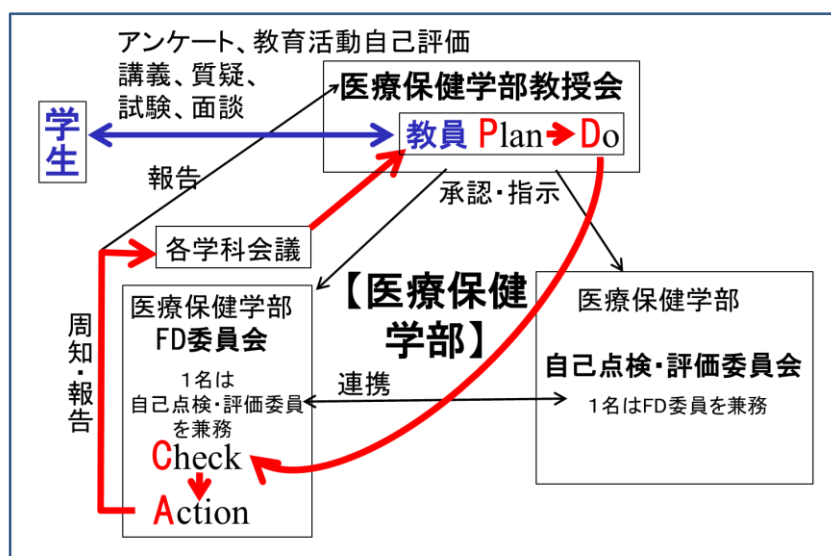
各教員が「学生による授業評価」アンケートの結果に基づいて作成した「教育活動自己評価（通称、授業改善策）」の記述内容を「医療保健学部 FD 委員会」が点検「Check」して、その中から「今後に生かすことができる」「良好な内容」と考えられる改善策を選び、「今後に生かすことが出来る良好な例」として確認した上で、各教員に周知「Action」を行っている。

（【資料 5-1-7：2020 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について】、【資料 5-1-8：2020 年度後期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について】、【資料 5-1-9：令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】）

それに加えて「医療保健学部 FD 委員会」が、各学科内で策定「Plan」・実施「Do」されている「資格取得支援教育（主に国家試験対策授業）」の内容を確認の上、「学生の資格取得率（主に国家試験合格率）」を点検「Check」し、その取得率をもとに、更なる改善策を提起「Action」している。【資料 5-1-10：令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】

以上の PDCA サイクルの内容は、各学科の学科会議と教授会とを通じて各教員に周知して共有を行っている。

図 医療保健学部における内部質保証の組織体制



### [点検・評価]

医療保健学部における内部質保証を実現する制度、組織は整備されており、各担当業務内容、担当教員の責任の所在も明確である。

以上の理由により、評価の視点「5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」を医療保健学部では充足している。

#### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

「医療保健学部 FD 委員会」が以上の PDCA サイクルの機能を担い、点検結果を各教員に周知するようになったのは令和 3 年度になってからである。このサイクルは機能し始めて間もないため、当初は各教員による「教育活動自己評価（通称、授業改善策）」の中から「今後に生かすことが出来る良好な例」として各教員に公表し、かつ「資格取得支援教育」の内容を「資格取得率（主に国家試験合格率）」で点検することにとどまっていたが、今後はさらに「GPA」の結果と、さらに成績不振者も視野に入れた IR 活動とを交えて本学部の教育内容の改善・向上を図って行きたい。

### 5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 5-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (3) 基準項目 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### [現状]

#### 5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

医療保健学部での内部質保証のための自己点検と評価は「医療保健学部 FD 委員会」が中心で行っている【資料 5-2-1 FD 委員会内規】。その結果は、各学科の学科会議を通じて、教育活動の主体である各教員に対して周知し、あわせて教授会にも報告・周知し共有する体制となっている【資料 5-2-2：令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】、【資料 5-2-3：令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】。学科会議を通じて各教員に報告・周知・共有する理由は、学科会議への教員の出席率は高いものと推定されるためである。

具体的には上述の学生への教育は各教員の責任のもとに作成「Plan」され、授業や学生指導として実践「Do」される。その教育活動に対する自己点検「Check」には、全学教育改善実施（FD）委員会が各学期末に実施する「学生による授業評価」アンケートの集計結果を受けて、各教員は教育活動自己評価を行い「教育活動自己評価報告書（通称、授業改善策）」を策定「Action」する。その「教育活動自己評価報告書」は学内のイントラネットと図書館にて展示・供覧し、全学生を含む学内構成員の全てに公開している【資料 5-2-4：公開資料\_自己点検・評価】【資料 5-2-5：姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価アンケート～調査結果報告書～」】。

さらに、これら各教員が提出した「教育活動自己評価報告書」は「医療保健学部 FD 委員会」で内容を確認・吟味「Check」して、その内容が良好と判断されたものを「今後に生かすことが出来る改善策（Action）」として選び出して確認した上で、それらを各学科の学科会議を通じて各教員に周知し、さらにその概略は教授会でも報告する【資料 5-2-6：令和 3 年度（R3 12 20）第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】。この様にして PDCA 活動の結果を各教員間で共有し、それらが各教員の今後の教育活動の向上に貢献することが出来る様に配慮している。

もう一つの活動として、各学科で策定「Plan」し、実践「Do」している「資格取得支援教育（主に国家試験対策授業）」の内容を「医療保健学部 FD 委員会」で確認した上で、年度末に「学生の資格取得率（主に国家試験合格率）」と照合した上で、その「資格取得支援教育」の妥当性を確認「Check」している。さらにその結果に基づき「更なる支援教育の改善策」も提言「Action」している。それらの内容は各学科の学科会議を通じて各教員に周知し、さらにその概略は教授会でも報告する【資料 5-2-7：令和 3 年度（R4 3 24）第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】。こうして PDCA 活動の結果を各教員間で共有し、それらが各教員の今後の教育活動の向上に貢献することが出来る様に配慮している。

以上の様な活動は令和 3 年度が初年度であり、中間報告の後に本報告書を作成した。今後はそれらの経験に基づいて活動水準を高めていく必要があり、それらの活動内容はホームページで公開する必要もある。

## 5-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

医療保健学部では、本学部の現状に関する調査や、データの収集・分析をする専門の組織・教員・職員は現時点では配置していない。しかしその役割は「医療保健学部 FD 委員会」が担うべきであることが認識された。

その IR という観点では、子ども保健学科においては、成績が上位にある学生の方が、より上位の資格まで取得する傾向があると報告された。

さらに、上記の「医療保健学部 FD 委員会」で「学生の資格取得率（主に国家試験合格率）」により「資格取得支援教育」の妥当性を確認・検討した際に、「国家試験に合格する学生」の学修態度と「不合格になる学生」の学修態度との比較が話題になった。その話題の中で、「合格する学生」は周囲の学生と学修成果についての情報交換を行っていることが多く、かつ「合格生」では「ある科目での修得内容」と「それとは異なる別の科目での修得内容」との間に「知見の関連性を見出す」ことが出来ていることも多い。さらにその様な「知見の関連性」を見いだした時に喜びを感じていることが多い傾向があるという指摘がなされた【資料 5-2-8：令和 3 年度（R4 3 24）第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】。

### 【点検・評価】

医療保健学部の内部質保証を目的とする自己点検・評価を行う制度・組織は開始されてまだ間もないが、その体制や評価は概ね適切に実施されている。また IR のための専門組織はないものの、現行の委員会の中で、IR に関連する内容を話題にした。また新たに IR の機能を担うべきと認識し【資料 5-2-9：令和 4 年度（R4 6 9）第 1 回医保 FD 委員会事項書】、令和 4 年度はそれを新規に企画した。

以上の理由により、評価の視点「5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」は充足されている。また、「5-2-② IR (Institutional Research)

などを活用した十分な調査・データの収集と分析」は部分的に充足している。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療保健学部 FD 委員会運用実績と、その運用における評価ツールとしての GPA の活用、他委員会との連携などについて、定期的に医療保健学部教授会などが改めて検証する機会・仕組みを持つことが求められる。また、医療保健学部独自の IR 専門部署の設置に関して、少なくとも議論を今後進めておく必要がある。以上の改善・向上方策をもとに「国家試験などの資格」の取得率の向上を図るべきである。

## 5-3. 内部質保証の機能性

### 5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### [現状]

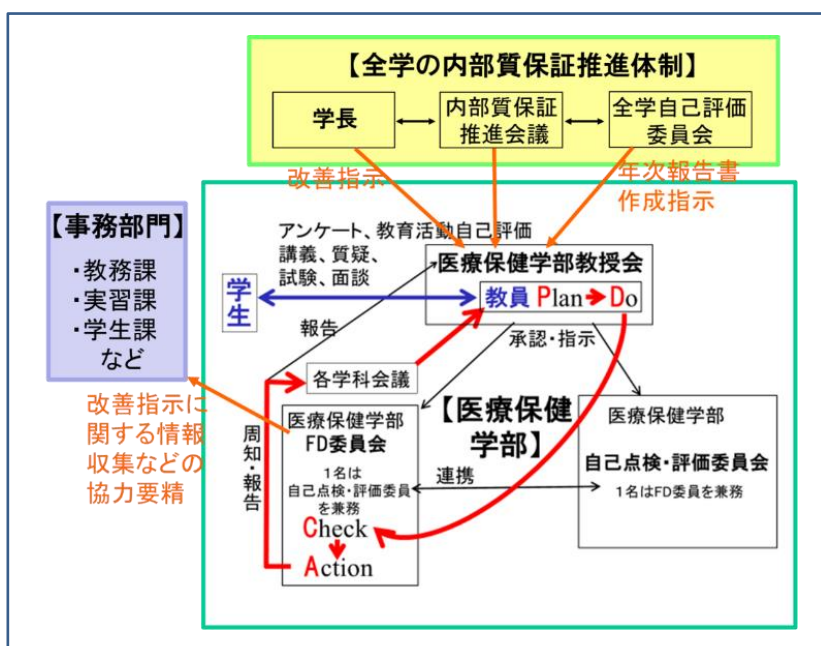
姫路獨協大学の全学規模では、「姫路獨協大学自己評価規程」を平成 5 年に制定し、随時その改正を重ね、制度の改善がなされている。この規程に基づき大学組織としての教育・研究活動、地域・社会的活動、および経営管理についての点検、評価がこれまでなされてきた【資料 5-3-1：姫路獨協大学自己評価規程】。教育・研究活動、地域・社会的活動に関しては、各学部および大学院各研究科より選出された教員 2 名、および学長の選出した 3 名を加えた「全学の自己評価委員会」により自己評価報告書がまとめられてきた。医療保健学部からは、医療保健学部自己点検・評価委員会の中から、上記の自己評価委員 5 名が選出されている【資料 5-3-2：令和 3 年度医療保健学部自己点検・評価委員会名簿】、【資料 5-3-3：令和 3 年度医療保健学部 FD 委員会名簿】。この連携に加え、姫路獨協大学における自己点検を強固なものとするための組織として、令和 2 年に内部質保証推進会議が設置され運用されている【資料 5-3-4：姫路獨協大学内部質保証推進規程】。内部質保証推進会議は学長の下に置かれ、学長は内部質保証推進会議を通して薬学部を含む、姫路獨協大学の各学群・学部及び大学院研究科やその他組織における内部質保証に係る取組状況および取組結果の報告を受けて評議会に諮り、必要な措置を講じることとされている。このように姫路獨協大学全学の組織と薬学部の委員会の間での連絡・連携の体制が確立され、令和 3 年度の本年次報告書（医療保健学部）作成に際しても効果的に運用されている。

また、これらの自己点検・評価を受けて、姫路獨協大学全学の教育改善実施(FD)委員会（「姫路獨協大学 FD 委員会」）では、活動方針や取組内容について実際に見直しと改善を行い、改善計画の策定を行なっている。令和 3 年度も教育活動に関しては、姫路獨協大学 FD 委員会主催で学生による各講義や演習、実習についての授業評価アンケートを実施し、（【資料 5-3-5：姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～】）その結果の点検や改善を実施し、点検結果と改善策は教員間で共有した【資料 5-3-6：令和 3 年度(R3 12 20)第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】、【資料 5-3-7：令和 3 年度(R4 3 24)第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書】。

医療保健学部教員における改善への取組みは前項 5-2-①に記載した通りである。以上により全学レベルの自己点検・評価からも、医療保健学部の活動についての自己点検・評価へと繋がる流れが構築されており、機能的連携が図られている。また、前項 5-2-①に記載した通り、薬学部で取り組んでいる「FD 活動」は、姫路獨協大学全体の PDCA サイクルと医療保健学部での PDCA サイクルの連携が機能している現れといえる。



図：姫路獨協大学医療保健学部と全学との内部質保証に係る PDCA サイクルの関係



### 【点検・評価】

医療保健学部では、三つのポリシーに基づいて策定されたカリキュラムを基盤に各科目が構成されており、各授業に際して医療保健学部教員はそのことを把握した上で授業計画を構築している。従って大学の全体規模で実施される学生の授業への評価および教員自身の自己評価は、教員の種々の活動へのフィードバックにおいて極めて重要な意義を有している。医療保健学部ではこれを学部独自の PDCA サイクルの中で有機的な位置づけとするために、学生による授業評価、および、教育・研究活動のすべてにわたる個々の教員レベルでの自己点検・評価（「教育活動自己評価報告書（通称「授業改善策）」、および、「教育研究活動報告書」）を行い、それを医療保健学部の FD 活動に取り入れている。即ち、医療保健学部内で継続的に実施される FD 活動で学部としての自発的な改善に向けての経験をこれまで積み重ねてきている。このように医療保健学部では現状や将来における問題点を学部レベル、および各教員レベルで把握し、継続的な改善・向上方策を模索するためのシステムを作り、機能的な運用を行なっている。

以上の理由により、評価の視点「5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」を充足している。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、これまでの自己点検・評価を行った経験により、内部質保証の機能を向上させることが求められる。また、PDCA サイクルの組織的・継続的な運用を担保するための制度について、より一層の検証・整備をしていく努力も必要である。

### 【5 の自己評価】

医療保健学部において内部質保証を担保するための組織体系・プロセスは確立されている。ただし、運用期間がまだ短いことから、今後、一定期間ごとの実績の確認と改善のための検証ができるようにして、さらに機能的な体制を堅固にすることが求められる。また、姫路獨協大学全学の内部質保証に対しての方針は明示されているが、医療保健学部の内部質保証に関する方針も、その大学全体の方針に近づいて行くよう、今後、学部内での協議を継続していく必要がある。

## 6. 地域連携・社会貢献

### 6-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

#### (1) 6-1の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

#### (2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学部の使命・目的に基づき、保健・医療・福祉・社会・語学系大学の専門性を生かし、大学案内およびホームページを通じて、獨協講座や高校生への出張講義、高校生のための公開講座（2021年度より）、生涯学習大学の講義など多彩な活動を行い明示している。

#### (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

現在早急に改善が必要というわけではないが、時代の変遷に応じた活動が必要とされるため、これに応じてより多彩な活動を行っていく。

### 6-2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

#### (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 学外組織との適切な連携体制

#### ① 獨協講座

##### 【理学療法学科】

1. 目的：転倒による骨折の予防に有用なスラックラインを体感する。バランス能力と筋力を同時に鍛えることができ、高齢者の転倒予防に寄与できるものと考えられる。

講座内容：スラックラインという幅 5 cm のロープ上で、立つ、歩くジャンプするとその人の能力に合わせた運動をする。また、重心動揺（バランス機能）測定し、参加者個々にバランス能力を提示する。

担当：山本洋之

2. 目的：「内科疾患について理解を深め、自身や周囲の方の疾患管理に役立てて頂き、健康寿命を延ばして頂く」

講座内容：内科系疾患の管理・リハビリテーション

担当：田中みどり

3. 目的：腰痛、膝の痛み、肩の痛みなど筋骨格系の原因による疼痛に対して、運動学の視点から痛みの原因を説明し、疼痛軽減のための自分でできるトレーニング方法を指導する。

講座内容：腰、膝、肩、頸の痛みと肩こりの学療法と自主トレーニング方法

担当：霍明

##### 【言語聴覚療法学科】

1. 目的：「脳血管疾患とそのリハビリテーション、さらに予防について理解を深め、健康寿

命を延ばすこと」

講座内容：脳血管疾患とそのリハビリテーション

担当：森澤広行

2. 目的：声を多用する職業や活動と音声障害との関係は深い。健康的な声を守りながら生き活きと仕事や活動を継続することができるように、声の使い方と声帯のいたわり方について実践的に学ぶ。

講座内容：職業と音声障害、声の健康管理

担当：川村直子

### 【臨床工学科】

1. 目的：新型コロナウイルス感染症の正しい知識の解説  
講座内容：新型コロナウイルスの概要、症状、検査、合併症、治療法、トピックス  
担当：山下政宣、小寺宏尚、八城正知、北島えりか、杉村宗典

### ② 高大連携の推進

1. 兵庫県立神崎高校との高大連携による体力、動作解析  
2019年 1月16日、8月6日  
実施内容：神崎高校自転車部の選手に対して、呼吸循環機能、筋力の測定を実施した。野球部の投手に対して、投球動作の解析を実施した。
2. 兵庫県立神崎高校 競技指導  
実施日 2020年 8月25日、8月31日、9月11日、9月14日  
実施内容：福崎高校陸上部の競技指導として、体力強化の指導、スポーツ動作の指導を実施した。
3. 兵庫県立神戸高塚高校と高大連携についての会議を設け（2021年6月1日）、協力体制を作っていく方向性の確認と夏休みに本学に体験学習にくる予定を作ることとなった。7月最終の週に医療保健学部と看護学部で対応する。
4. 兵庫県立福崎高校1年生自然科学科セミナーキャンプ（2015年より毎年8月に実施：本学）  
目的：福崎高校理系1年生に対し将来の職業選択および大学教育についての意識付けを目的に開催している。  
内容：総合大学である本学について説明しその中でも医療機器の専門となる臨床工学技士について理解し、人工腎臓や電気メス、人工呼吸器を使用して様々な実験を経験して貰っている。

### ③ 子育て支援

1. 子育て・発達障がいサポート運営委員会  
地域の子育てサポート、発達障がい児・者へのサポートに取り組んでおり、本学部が有する子ども保健学の専門性、発達障がいに対するリハビリテーション実践力を通して地域社会との連携・貢献を行うためのプレイルーム、福祉施設が大学内で就労支援を目的に運営する「Café ぴあのぴあ〜の」が設置され、幼児期や学齢期の子育て・発達支援のみならず、成人した発達障害者の生き生きとした自己実現の場（労働の場）の提供による生涯サポートを目指している。この施設は、学生の教育の場としても活用され、子育て支援、発達障がい支援の専門家を目指す学生の成長の場でもある。単なる支援ではなく、ともに学び合う関係の

なかでの連携、それが本学部の特徴である。平成 30 年度の「障害者の生涯学習支援活動」にかかる文部科学大臣表彰を受賞している。

2. プレイルームわくわく

発達障がいなどによって特別な支援が必要な方々へのサポートに取り組んでいる。プレイルームは、子どもたちがワクワクするような遊具や不思議な感覚世界（スノーズレン）を楽しめる空間。地域の子どもの遊び場サポートとして、プレイルームを地域に開放する“わくわく”を実施している。

3. 2019 年には市民公開講座として「感覚統合あそびでスタンプラリー ～親子で楽しく遊びながら感覚統合の世界を体感～」を開催し、好評を得ている。

4. 馬力の会 ホースセラピー

馬力の会、作業療法学科教員および学生、兵庫県をはじめ、関西近県の発達障害領域を専門とする作業療法士により地域貢献の一つとして平成 21 年に開設された。乗馬療法は心理的、身体的そして社会的に望ましい効果が期待できると言われている。馬力の会に参加される子どもたちも最初はおっかなびっくりの表情だが、お馬さんとの触れ合いによって、自信に満ちたとびっきりの笑顔を見せてくれている。

5. のびのびセミナー

2006 年より「のびのびセミナー」として、子育て・発達障がいに関する講習会を開催している。【資料 6-2-1：2019 年度のびのびセミナー】

6. 増位小学校での支援

近隣の小学校からの依頼を受け、作業療法学科 2、3 回生が障がいのある児童に対し、プール授業においてプール内での補助、更衣の手伝い等を実施。また同学校に作業療法学科教員が出向き、支援学級に在籍している児童の学校での様子を評価し、教育や関わり方のアドバイスを行っている。増位小学校区の研修会講師も実施した。

7. 姫路駅前イベント（オープンキャンパス、医療・健康フェア）

2018 年度より、医療保健学部では地域の方に対し、健康増進に関する知識や技術を提供し、健康的な身体を維持していただくきっかけとして、教員と学生が、健康チェックや体験型プログラムを提供する姫路駅前イベント（医療・健康フェア）を実施している。地域の方の多数の参加があり、好評を得ている。

8. たつの市防災訓練ボランティア

2019 年たつの市で実施された「イザ！カエルキャラバン、楽しく学ぶ防災訓練」のボランティアを実施。地域共生社会を体験・学ぶイベントの遂行や設営を作業療法学科 2、3 回生が実施した。

9. 臨床工学技士職業体験セミナー

（2018 年より毎年 8 月に実施しているが、昨年はコロナ感染の拡大により中止：神戸市）  
目的：小中高生に臨床工学技士という職業について、認知向上を目的に兵庫県臨床工学技士会と共同で開催した。  
内容：小中高生に医療で使用されている電気メスや内視鏡装置、人工呼吸器などを見て触って体験し、それらを扱う臨床工学技士について説明を行った。

10. 生涯学習大学校

姫路市立生涯学習大学校健康生活コース 2 年生に対し、医療保健学部教員が、健康や運動

に関する講義や自主トレーニングについての指導を実施している。

11. 年に1回程度ではあるが、広報誌「同窓会誌」を発行し、地域で活躍する卒業生に配布している。

## 6-2-② 地域連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

### 1. 臨床での活動

医療保健学部の一部の教員は、週1回の研修日を利用して、近隣のクリニックや病院などの施設にリハビリテーションスタッフの指導、対象者様への治療等に行っている。

### 2. NPO 法人活動

NPO 法人ジャパンハートクラブの支部、「メディックス姫路」を兵庫県立姫路循環器病センター医師1名と石橋内科と協働して理学療法学科教員である心臓リハビリテーション指導士が立ち上げた。心疾患を有する方の2次予防、高齢者の1次予防を目的に、医療保険非該当の方を対象として、心臓リハビリテーション指導士が中心となり指導を行いながら週1回、金曜日18:00～19:30 会員様に運動を提供している。

### 3. その他公共の場での活動実績として以下を挙げる

- ・兵庫県保育連絡協議会第4回研修会分科会講師
- ・市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議委員
- ・太子町男女共同参画プラン策定委員会副会長
- ・姫路市男女共同参画審議会委員
- ・姫路市男女共同参画審議会女性活躍推進企業表彰審査部会長
- ・姫路市児童虐待重症事例等検証協議会議委員
- ・はりまいのちの電話 電話相談員養成講座講師
- ・菊本幼稚園 音楽指導講師 (2019年～)
- ・兵庫県インスパイアハイスクール事業 講師 (2020年)

## 6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

### 1. ひめじもりあげ隊

2018年度より兵庫県ふるさとづくり青年隊事業として作業療法学科の学生が中心となり結成、兵庫県内の観光施設での車椅子利用可否についての実態調査を行い、姫路城内の車椅子用観光マップを作製。現在姫路観光ビューローが発行する姫路観光マップに掲載されている。

**【資料6-2-2：ひめじもりあげ隊姫路城ユニバーサルマップ】**

### 2. 自閉症啓発デー

2017年よりライト・イット・アップ・ブルー姫路実行委員と啓発イベントの企画、実行をしている。作業療法学科学生が主体となり、啓発のためにどのようなことをすればよいのか？と企画し実行している。例年ウォーキングイベントを実施し、姫路実行委員が主体となる啓発イベントにボランティアとしても参加している。イベントを通し、『自閉症についてもっと知る』『啓発するためにはどうすればよいのか』など作業療法に対する意欲の向上や学生間での繋がりが強まっている。

### 3. ネパール研修

自閉症啓発デーに参加しているNPO法人ラリグラス（カトマンズの心身に障がいのある子どもたちや施設、パラリンピック等のサポートをしている）の紹介で、作業療法学科教員2名がネパールの自閉症施設や筋ジストロフィーの方の住まい、高齢者施設視察した。作業療法学科学生は、自閉症施設の子どものためにぬいぐるみを作成し、視察の際に手渡し大変喜ばれた。

#### 4. ドイツ国際平和村とのオンライン実習

2020年度の作業療法学科2回生の見学実習において、海外での施設やリハビリテーション支援の状況をオンラインにて視察した。現地職員の方の施設に関するお話しや、リハビリテーションの様子をオンラインで見学し、現地で働く作業療法士とのディスカッションも出来、学生にとってより広い視野を持つきっかけとなった。

#### 5. 「ひめじ創生カフェ」(姫路市主催、神戸新聞社共催)

医療保健学部学生参加18歳から35歳までの若者約100人が、「ふるさと・ひめじ」の未来について語り合う会に2018年度も学生参加し、代表4名が選出され、発表した。4名中2名が本学医療保健学部理学療法学科の学生であり、新聞にもその様子が掲載された。

#### 6. バレーボール大会(兵庫県臨床工学技士会、2017年より毎年8月に開催しているが昨年はコロナ感染により中止：本学)

目的：兵庫県臨床工学技士会主催により、県内に存在する専門学校2校と本学臨床工学科の学生および病院技士との交流を目的に本学体育館にて実施している。

内容：本学体育館にて各養成校学生とのバレーボール対抗戦を行ったのち、学生会館にて交流会を行った。

#### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

以上のとおり「地域連携・社会貢献」は多数の活動がなされている。今すぐに改善が必要な状況ではないが、時代の変遷に応じて見直しを行っていく。

### 6-3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### (1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3の定期的な点検・評価」は下のとおり一部で組織的になされているが、そのほかはあまりなされておらず、基準はあまり満たしていない。

#### (2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 6-3-① 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

高校生への広報・アピールは、学部入試委員会で定期的に高校との連携について検討を行っていた。

子育て・発達障害サポート運営委員会では、1年に1回、参加状況を把握し、振り返りを行い、次年度への活動につなげている。このため「子育て・発達障害サポート」は毎年、おおむね点検・評価は行ってきたと思われる。

NPO法人ジャパンハートクラブ(JHC)メディックス姫路では、毎年年度集計と活動報告をJHCにあげ、次年度目標と計画を立てている。JHCでは理事会にて報告し、情報交換を行っている。このため「ジャパンハートクラブ(JHC)メディックス姫路」では毎年度、おおむね点検・評価は行ってきたと思われる。

##### 6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

獨協講座に関しての定期的な点検・評価は、地域連携課に準ずる。しかし、地域連携・社会貢献では、可能な活動領域に限れば、今後は、定期的に点検評価を行い改善向上に努めたい。

#### (3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

獨協講座に関しての定期的な点検・評価については、地域連携課に準ずる。しかし、可能な領域では改善・向上を図りたい。

## **[6の自己評価]**

学外からの要請に応じて大学職員を派遣することにより、学術研究の発展、専門知識の普及、地域への貢献のみならず、大学と地域との距離が縮まり、「地域で学ぶ」教育の基盤強化に役立っていると評価している。

今後、設置を予定している獨協学園獨協医科大学および兵庫県立循環器病センター、姫路市と共同で県立はりま姫路総合医療センター（仮称）が開院し、学校法人獨協学園医療系高等教育・研究機構も開設をするため、研究フィールドとしての地域貢献が重要となることから、計画的に地域との連携事業を発展させる志である。

上記のごとく、地域・社会貢献は順調に行われている。ただしこれに関する点検・評価と改善・向上は今後の課題である。

以上のことから、本学部は「基準6」はおおむね満たしている。

## エビデンス集（資料編）一覧

### 3. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 1-2-1	アセスメントポリシー	
資料 1-2-2	理学カリキュラムツリー	
資料 1-2-3	作業カリキュラムツリー	
資料 1-2-4	言語カリキュラムツリーとディプロマポリシー	
資料 1-2-5	臨工カリキュラムツリー	
資料 1-2-6	こども保健カリキュラムツリー	
資料 1-2-7	理学カリキュラムマップ	
資料 1-2-8	作業カリキュラムマップ	
資料 1-2-9	言語カリキュラムマップ	
資料 1-2-10	こども保健カリキュラムマップ	
資料 1-2-11	臨工カリキュラムマップ	
資料 1-2-12	教授会学部規定	
資料 1-2-13	FD 委員会内規	
資料 1-2-14	自己点検評価内規	
資料 1-2-15	2021FD 委員会報告書	
資料 1-2-16	2021 年度医療保健学部自己評価委員会報告書	

### 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 2-2-1	2019 年度入学前教育一覧表	
資料 2-2-2	2020 年度入学前教育一覧表	
資料 2-2-3	2021 年度入学前教育一覧表	
資料 2-2-4	理学実習前セミナー予定例、症例提示例	
資料 2-2-5	作業 2021 総合実習 OSCE 試験概要	

### 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 3-2-1	理学カリキュラムルーブリック	
資料 3-2-2	言語カリキュラムルーブリック	
資料 3-2-3	理学カリキュラムツリー	
資料 3-2-4	作業カリキュラムツリー	
資料 3-2-5	言語カリキュラムツリーとディプロマポリシー	
資料 3-2-6	臨工カリキュラムツリー	
資料 3-2-7	こども保健カリキュラムツリー	
資料 3-2-8	理学カリキュラムマップ	
資料 3-2-9	作業カリキュラムマップ	
資料 3-2-10	言語カリキュラムマップ	
資料 3-2-11	こども保健カリキュラムマップ	
資料 3-2-12	臨工カリキュラムマップ	

### 4. 教員・職員

基準項目
------



コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 4-1-1	教授会学部規定	
資料 4-1-2	医療自己点検評価内規	
資料 4-1-3	FD 委員会内規	
資料 4-1-4	R22 医療保健学部キャリア担当教員名簿	
資料 4-2-1	令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
資料 4-2-2	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	

## 5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 5-1-1	姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	
資料 5-1-2	教授会学部規定	
資料 5-1-3	FD 委員会内規	
資料 5-1-4	医療自己点検評価内規 210417	
資料 5-1-5	教授会学部規定	
資料 5-1-6	令和 3 年 6 月 29 日第 409 回 評議会資料	
資料 5-1-7	2020 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	
資料 5-1-8	2020 年度後期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	
資料 5-1-9	令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】	
資料 5-1-10	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
資料 5-2-1	FD 委員会内規	
資料 5-2-2	令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】	
資料 5-2-3	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
資料 5-2-4	公開資料_自己点検・評価	
資料 5-2-5	姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価アンケート～調査結果報告書～	
資料 5-2-6	令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書】	
資料 5-2-7	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
資料 5-2-8	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
資料 5-2-9	令和 4 年度 (R4 6 9) 第 1 回医保 FD 委員会事項書	
資料 5-3-1	姫路獨協大学自己評価規定	
資料 5-3-2	令和 3 年度医療保健学部自己点検・評価委員会名簿	
資料 5-3-3	令和 3 年度医療保健学部 FD 委員会名簿	
資料 5-3-4	姫路獨協大学内部質保証推進規程	
資料 5-3-5	姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	
資料 5-3-6	令和 3 年度 (R3 12 20) 第 3 回医療保健学部 FD 委員会報告書	

資料 5-3-7	令和 3 年度 (R4 3 24) 第 4 回医療保健学部 FD 委員会報告書	
----------	---	--

## 6. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 6-2-1	2019 年度のびのびセミナー	
資料 6-2-2	ひめじもりあげ隊姫路城ユニバーサルマップ	